

平成26年度第1回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成26年11月7日（金）午前10時30分～午前11時20分
場 所	秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室
出席委員 (◎会長) (敬称略)	川口薫、佐藤敦、野田毅、◎加藤仁美、○宮林茂幸、 和田稔、佐野友保、高橋捷治、久保寺邦夫、 阿部正彦（村松康夫の代理）、高橋徹（鈴木仁の代理）、 長澤健、栗田貞夫、福森 登 14名
事務局等 出席者	都市部長 河野雄介 都市部参事（兼）まちづくり推進課長 古谷榮一 都市部まちづくり推進課課長補佐（都市計画担当）小谷幹夫 都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和 都市部まちづくり推進課主任技師 大槻英治 都市部まちづくり推進課主事 飯沼祐一
議 事	諮問事項 議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

【議事要旨】

まちづくり推進
課長

それでは、次第に基づき議事に移りたいと思いますが、その前に、市長から会長に諮問をさせていただきます。皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

(市長から会長へ諮問書朗読の上、手渡し。)

(諮問書(写)をまちづくり推進課職員が配布。)

まちづくり推進課
長

ここで、市長は次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席をさせていただきます。

—市長退席—

まちづくり推進課
長

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお届けしております資料が、「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」の議案書です。ほかに、そして本日机上に配布してございます「次第」、「委員名簿」になります。

まちづくり推進課 長	<p>それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。加藤会長よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは議事に入ります。 次に、本日の傍聴についてですが、傍聴人はおりますか。</p>
まちづくり推進課 長	<p>傍聴人はおりません。</p>
会 長	<p>それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順でということでしたので、川口 薫委員と和田 稔委員にお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、会議次第により、進めていきたいと思います。</p> <p>本日の議題（１）議案第１号の「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
まちづくり推進課 主査	<p>議案第１号「秦野都市計画 生産緑地地区の変更」について御説明いたします。</p> <p>平成 26 年度の生産緑地地区の変更は上の表の通り、区域の拡大が 5 箇所、縮小が 4 箇所、廃止が 8 箇所、面積の変更が 1 箇所、追加指定が 1 箇所の合計 19 箇所となっており、面積は 8,420 m²の縮小となります。</p> <p>今回の変更により本市の生産緑地の箇所数は下の表の通り、685 箇所、面積は約 103.3ha となります。</p> <p>次に本市の生産緑地地区の箇所数と指定面積の推移になります。平成 4 年に当初指定を行い、666 箇所、約 101ha が指定され、平成 9 年には、743 箇所、113.2ha が指定されましたが、その後、高齢化の進展や農業の担い手不足などにより生産緑地は減少傾向が続いている状況となっております。</p>

今年度の生産緑地の主な変更理由ですが、まず1つ目が、生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うもの。2つ目が、生産緑地の追加指定方針に基づき防災協力農地に登録した農地で、幅員6m以上の道路に接する農地を、生産緑地として追加指定を行うもの。3つ目が、農業の主たる従事者の死亡、または従事することを不可能にさせる故障により、生産緑地法第10条による買取りの申し出がなされ、買取り希望がなかったため、区域の廃止又は縮小を行うもの。4つ目が、生産緑地法第8条に基づく公共施設等の設置により区域の縮小を行うもの。5つ目が、区画整理事業に伴う仮換地指定により、生産緑地の位置、区域及び面積が変更されたもの。6つ目が、測量によって、面積に変更が生じたもの。

以上が、今回の主な変更理由となっております。

今回の変更箇所としましては、スクリーンに示しております変更箇所総括図の通りとなっておりますが、こちらは議案の11ページ目にも添付させていただいております。

それでは、今回御審議いただく案件について御説明いたします。

箇所番号16番について、場所は戸川で渋沢駅の北、約2.1km付近になります。こちらは生産緑地法第8条に基づく公共施設等の設置により、区域の縮小を行うものとなっております。左側が計画図で右側が現況写真となっております。黄色で示した区域に歩道が設置されたため、区域の廃止を行うものになりまして、赤で示した区域は、生産緑地として残る区域となっております。今回の変更で指定面積は723㎡から663㎡となります。

次に、箇所番号19番になります。場所は堀山下で渋沢駅の北、約1.9km付近になります。こちらは赤で示した区域になりますが、所有者が土地の分筆を行った際、測量により面積の変更が生じたため、それに伴い同様に生産緑地の指定面積も変更するものとなっております。なお、今

回の変更で指定面積は、604 m²から 640 m²に変更となります。

次に、箇所番号 49 番になります。場所は堀山下で渋沢駅の北、約 1.6km 付近になります。こちらは生産緑地の指定要望がなされた区域で、生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。青色で示した区域に指定要望がなされ、今回、拡大する区域となっております。赤色で示した区域が既に指定されている区域となっております。今回の変更により、指定面積は 581 m²から 1,318 m²となります。

次に、箇所番号 124 番、386 番、412 番になります。場所は今泉で秦野駅の西、約 0.4km 付近になりまして、現在施行中の秦野駅南部土地区画整理事業の区域になります。こちらは、土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、生産緑地の位置、区域及び面積が変更されたものとなっております。左側が仮換地前の区域、右側が仮換地後の区域となっております。仮換地前に 3 箇所あった生産緑地を、1 箇所に集約し、箇所番号 124 番の生産緑地に変更するものとなっております。従って、今回の変更によって、箇所番号 124 番を 868 m²から 2,015 m²に集約し、残り 2 つの箇所番号 386 と箇所番号 412 の番号を削除するものとなっております。

次に、箇所番号 387 番ですが、こちらも先ほどと同様に秦野駅南部土地区画整理事業の区域になります。同様に、左側が仮換地前の区域、右側が仮換地後の区域になりまして、こちらに関しましては、仮換地指定によって減歩されたことに伴い、生産緑地の面積要件 500 m²欠けることから、生産緑地の区域を廃止するものとなっております。

次に、箇所番号 388 番ですが、先ほどと同様に秦野駅南部土地区画整理事業区域内になります。こちらも仮換地指定によって減歩されたことに伴い、生産緑地の面積要件

である 500 m²を欠けることから、生産緑地の区域を廃止するものとなっております。

次に、箇所番号 270 番になります。場所は平沢で渋沢駅の南東、約 2.2km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が死亡し、指定された生産緑地の一部の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の縮小を行うものになります。黄色で示した区域が買取り申出された区域になりまして、こちらの区域を廃止し、赤で示した区域は生産緑地として残る区域となっております。今回の変更により、指定面積は 1,589 m²から 1,358 m²となります。

次に、箇所番号 349 番になります。場所は曾屋で秦野駅の北東、約 0.9km 付近になります。こちらは、生産緑地の指定要望がなされた区域で、生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。青色で示した区域に指定要望がなされ、拡大する区域で、赤色で示した区域は既に指定されている区域となっております。

今回の変更により、指定面積は 970 m²から 1,960 m²となります。

次に、箇所番号 357 番になります。場所は曾屋で秦野駅の北東、約 0.8km 付近になります。こちらにも、先ほどと同様、生産緑地の指定要望がなされた区域で、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。青色で示した区域が拡大する区域、赤色で示した区域が既に指定されている区域となっており、今回の変更により、指定面積は 634 m²から 1,110 m²となります。

次に、箇所番号 400 番になります。場所は今泉で秦野駅の南西、約 0.1km 付近になります。青色で示した区域については、生産緑地の指定要望がなされ赤色で示した既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。また、本市の道路整備事

業に伴い、元々生産緑地として指定されていた黄色の点線で示した区域を市が取得したことにより、その代替地として、緑色で示した区域を生産緑地として指定するものとなっております。今回の変更により、指定面積は、542 m²から607 m²となります。

次に、箇所番号 416 になります。場所は尾尻で秦野駅の南、約 0.4km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が死亡し、指定された生産緑地の一部の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の縮小を行うものになります。黄色で示した区域が買取り申出された区域になりまして、こちらの区域を廃止し、赤で示した区域は生産緑地として残る区域となっております。今回の変更により、指定面積は 792 m²から 550 m²となります。

次に、箇所番号 457 番になります。場所は北矢名で東海大学前駅の西、約 1.4km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が、農業に従事できない故障に認定され、その後、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の廃止を行うものになります。黄色で示した区域が買取り申出された区域で、指定面積 1,180 m²を廃止するものになります。

次に、箇所番号 498 になります。場所は北矢名で東海大学前駅の北西、約 1km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が死亡し、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の廃止を行うものになります。黄色で示した区域が買取り申出された区域で、指定面積 2,327 m²の区域を廃止するものになります。

次に、箇所番号 582 番になります。場所は北矢名で東海大学前駅の北西約 0.4km 付近になります。こちらも先ほどと同様、農業の主たる従事者が死亡し、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などから

の買取り希望がなかったため、黄色で示した区域、3,838㎡の区域の廃止を行うものとなっております。

次に、箇所番号 647 番になります。場所は鶴巻南 4 丁目、鶴巻温泉駅の南、約 0.4km 付近になります。こちらは、生産緑地法第 8 条に基づく公共施設等の設置により、区域の縮小を行うものになります。黄色で示した区域が市道として整備されたため、区域の廃止を行うものになり、赤で示した区域については、生産緑地として残る区域となっております。今回の変更で、指定面積は 3,256 ㎡から 3,236 ㎡となります。

次に、箇所番号 721 番になります。場所は南矢名で東海大学前駅の南西、約 1.5km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が、農業に従事できない故障に認定され、その後、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、黄色で示した区域、988 ㎡の区域を廃止するものとなっております。

最後に、箇所番号 774 番になります。場所は鶴巻で東海大学前駅の北西、約 0.8km 付近になります。赤で示した区域について生産緑地の追加指定要望がなされ、生産緑地の追加指定方針に基づく、防災協力農地として登録した農地で、幅員 6 m 以上の道路に接するものとして、追加指定の基準を満たすことから、追加指定を行うものとなっております。指定面積は、1,602 ㎡となっております。

以上が、変更箇所の個別の概要となります。

最後に、これまでの経過と今後の予定について、御説明いたします。今回の変更にあたり、神奈川県都市計画課と変更案についての事前相談を 8 月 28 日に行い、9 月 5 日に神奈川県との協議を行いました。その後、協議内容については、異存のない旨の回答を 9 月 26 日にいただき、都市計画法第 17 条第 1 項に基づき、変更案の縦覧を 10 月 3 日から 17 日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の都市計画審議会で御審議いただき、答申をいただいたあと、都市計画の変更告示を行う予定となっております。

以上で、議案第1号「秦野都市計画 生産緑地地区の変更」の説明を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

会 長 以上の案について、何か御質問、御意見はございませんか。

会 長 私からよろしいでしょうか。最後に御説明いただいた、774番が防災協力農地に指定されたということですが、施策として位置づけられているものでしょうか。このように指定されたから生産緑地になったのか、偶然のものなのかよろしく申し上げます。

まちづくり推進課
長 市内で地震災害、風水害やその他の災害が発生した時に緊急対策として予め防災協力農地として登録していただき、復旧資材や瓦礫を一時的に置く場所として使用するため、幅員6m以上の公道に2m以上接しているものを指定しています。

会 長 ありがとうございます。予め登録ということは、生産緑地以外でもあるということでしょうか。

まちづくり推進課
長 生産緑地に指定されていない防災協力農地もあります。

会 長 ちなみに、何か所あるのでしょうか。

まちづくり推進課
長 平成26年11月現在、箇所は50筆、面積は4.2haあります。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

副 会 長 所有者がお亡くなりになられて、生産緑地が解除となる場合、その跡地は通常、開発の対象になると思います。地域の事情はよく分かりませんが、防災協力農地として残すべきだと思いますが、市として関わっていく方策を持っているのかどうか、お願いいたします。

都市部長 都市部長の河野でございます。防災協力農地につきまして、まちづくり推進課長から、箇所数 50 筆、面積 4.2ha という説明がありましたが、50 筆のうち、生産緑地に指定しているのが 31 筆であります。全体的な地区のバランスにつきましては、災害担当部局との調整を行っていますが、買取り申出という中で秦野市がその土地を買って、使用していくということは、財政面や全体のバランスを考慮しても困難であるということを知っています。

跡地については、基本的には開発の対象となりますが、全体のバランスを考慮しながら、生産緑地事業とは別に災害復旧、緊急時の対応という中で考えていくという方向で内部では調整しているところでございます。

副 会 長 ありがとうございます。事務局説明の中で開発の対象にもなりそうにない、山の中の場所があったかと思いません。そういった所は監視していかないと、鳥獣のすみか、土砂災害の可能性があるかと思いますが、いかがでしょうか。

都市部長 具体的には箇所番号 457 番でよろしいでしょうか。ここにつきましては、当初からの指定場所で県立丹沢大山自然公園特別地域のエリアであるのと、近隣に弘済学園という障害のある方のための施設がございますが、その弘済学園が管理するという話が出てきております。

御指摘の点につきましては、我々はいつも心配していますが、ここにつきましては、担保性があると考えています。

副 会 長

分かりました。

会 長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

和田 稔委員

防災協力農地の利用についてですが、災害時に作付けされている時の利用については、どのようにお考えでしょうか。

都市部長

大規模災害時には瓦礫を都市部から撤去しないと緊急車両が入ることが出来ない。復旧するための資材を置くスペースを確保しなければならない。緊急避難的な状況が生じた場合には、基本的に事情を説明した上で使用させていただくことになるかと思えます。その作付けに対する補償になりますと、改めて話し合っていかなければいけないと思っています。緊急時にはそのために確保して使用させていただく方向でいます。

和田 稔委員

ありがとうございました。

会 長

他にありませんか。

福森 登委員

災害に使用する場合には、大型トラックやトレーラーが入ると思いますが、入口に鉄板を置くといった設備を置かないと出入りの際に支障がでるかと思いますが、いかがでしょうか。

都市部長

基本的に指定要件の中では接道、そこに入るための道路が6 m以上の幅員という形を取っています。6 mだと、15 m以上になる大型車が通行できるかと言いますと、カーブがきついとといった線形も影響しますが、基本的には10 t

車ぐらいならば、幅員 6m では大丈夫かと思えます。

福森委員御指摘の出入り口部分につきましては、高低差や、入り易さといったことにつきましては、緊急時には、各現場で対応しなければいけないと考えております。

会 長

ありがとうございます。他に何かございますか。

他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり答申したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

まちづくり推進課
長

異議がないようですので、この案件につきまして答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長

ここでの答申書（案）の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長

御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に議題（２）「その他」ですが、何かございますか。

まちづくり推進課
長

審議いただく案件としてはございませんが、報告事項としまして、

・加茂川地区について

- ・ 秦野駅南部区画整理事業について
 - ・ 第7回線引き見直しの状況について
- の3点について御報告したいと思います。

加茂川地区の区画整理事業でございますが、特定保留区域に設定され、土地区画整理事業による市街化区域への編入を目指しておりました。

土地区画整理事業の実施にあたりましては、地元準備委員会において、組合設立に向けて準備を行ってまいりましたが、同意率の上乗せ、保留地処分先の見込みが立たない中、市街化編入時期・線引き見直しなどが相まって、組合設立に向けての状況は非常に厳しいものとなっております。

こういった状況の中、今年5月30日に地元準備委員会が開催され、話し合った結果、土地区画整理事業を断念する方向の判断がされまして、その後8月26日に、土地区画整理法に基づく技術援助申請の取下げ書が提出され、正式に土地区画整理事業を断念することとなりました。

このことから、現在、調整を進めている第7回線引き見直しにおいて、特定保留区域から外れることとなりますが、加茂川地区の公共施設整備、都市計画道路、加茂川の河川改修、利便施設、後、分断される農道の機能回復といったことにつきましては、地元からの強い要望もあることから、今後、各施設の担当課において市の事業として取り組んでいくことが必要になります。全体構想に合わせ、都市計画の変更を行い、都市施設としての位置づけを明確にし、市の事業として取り組んでまいる所存でございます。

10月8日に全体コーディネートはまちづくり推進課で行うことを前提に7部10課による、打合せ会を立ち上げまして、今後の整備に向け推進しているところでございます。

次に2点目の秦野駅南部（今泉地区）土地区画整理事業ですが、全体の進捗状況について、説明したいと思います。

秦野駅南部（今泉地区）土地区画整理事業は、地区を3つの区域（農地の区域、都市計画道路沿道の区域、既存住宅の区域）に区分し、それぞれの区域で地区の特性に応じた事業を実施する方針です。

まず、A地区、農地の区域でございますが、平成24年度に土地区画整理組合が設立され、平成28年度の完成を目指しており、今年の10月末時点で、進捗率は約59%となっております。

区域の東側、第一工区の保留地18区画については、平成26年12月の使用収益開始を予定しており、注文住宅5区画は平成27年1月に建売販売、13区画は平成27年5月に販売を予定しています。

また、残りの保留地8区画と、換地71区画については、平成28年1月に使用収益開始を予定しております。その後でございますが、換地処分を平成28年7月頃、組合解散を平成28年10月頃に予定しています。

次にB地区、都市計画道路沿道の区域でございますが、区画整理の事業を確認したところ、減価補償地区であることから、市施行の土地区画整理事業として、平成27年度の事業認可取得を目指しております。組合施行ではないので、本来は必要ないところですが、事業の成立というところを勘案した中で、権利者の同意を取る為、交渉しているところでございます。現在の同意率ですが、権利者、面積を併せまして71%を越えるところまでできています。今後は、市施行であります。組合設立の目安となる90%を目指して、事業化を進めていきたいと思っております。

最後にC地区、既存住宅の区域ですが、土地区画整理事業に代わる都市基盤整備として、既存道路の拡幅改良、未接道宅地の解消、公共下水道の整備について、今後の都市計画や事業手法（地区計画等）の検討を行った上で、区画整理事業と同等の整備を行うということで、神奈川県都市計画課と調整しまして、進めていきたいと思っております。

3点目の第7回線引き見直しの状況についてですが、線

引き見直しとは、都市計画の目標等の基本の方針を示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの方針や都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分」等を定期的に見直すものです。

昭和45年に区域区分に関する都市計画を定めて以来、6回の見直しを行い、現在、第7回目の線引き見直しが行われています。

秦野市では今回の線引き見直しにおいて、平成32年度供用開始の新東名高速道路の整備に伴う（仮称）秦野SA周辺の土地利用や、秦野中井IC周辺の土地利用等について、重点的に検討し、神奈川県とヒアリングを行いながら、平成27年3月の素案確定に向けて、調整を進めております。

また、今後のスケジュールといたしましては、素案が確定しましたら、素案の閲覧、公聴会等を経て、この都市計画審議会で諮問し、答申をいただくこととなっております。

その後、神奈川県都市計画審議会を経て、最終的に平成28年8月の変更告示の予定となっております。

なお、今回の線引き見直しにあたりましては、諮問前に皆様に適宜報告してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ただ今の報告対して何かご意見等ございますか。

久保寺邦夫委員

確認したいのですが、曾屋弘法に計画している都市計画道路が、真ん中は整備していて、入口と出口が未整備となっておりますが、市で責任を持って道路整備を行う考えがあるのかどうかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課

先ほど、報告の中で若干、触れさせていただきましたが、

長 区画整理がなくなりましたが、地元要望として都市施設をということですので、久保寺委員が述べられた都市計画道路曾屋名古木線ですが、真ん中が曾屋弘法の区画整理で整備しています。その前後の整備になりますが、一度に整備は難しいと考えていますので、1期、2期と分けて、クリーンセンターのバッファゾーン、利便施設と隣接した公園、加茂川の改修工事、都市計画道路によって分断される農道の整備と並行しまして、整備していかなければいけないということで、庁内で検討組織を立ち上げて、取り組んでいきたいと考えております。

久保寺委員 今の説明で理解できましたが、当局で検討したものは、この都市計画審議会で議題として出るのでしょうか。

まちづくり推進課長 当然、都市計画事業として、少なくとも都市計画道路、都市公園といったものは都市計画の決定又は変更という手続きを経て行いますので、時期が来たらこの審議会でも諮問等を行っていく予定でございます。

久保寺委員 分かりました。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

私からよろしいでしょうか、秦野駅南部の土地区画整理事業ですが、地区計画をかけることになるのでしょうか。

まちづくり推進課長 この地域は、隣接する尾尻地区を含めた30haの都市計画決定がされています。その内17haが完成しており、残った13haにつきましても、事業化できないのかということで、地元での勉強会等を重ね、色々な経過を経て、この13haを一度に事業化するのは難しいだろうということで、最初に事業化しやすい農地の区域を組合施行で行っていきます。

次の段階としまして都市計画道路の沿道区域、ここは公共施設が少ないということで、減価補償地区になりますので、従前の公共事業に対して、従後の公共施設の割合が大きいですので、市施行で事業していきます。

残った区域、C地区と言われていますが、既に建て付け地が多いということで、敢えて通常の面整備は行わず、地区計画を前提として、道路改良的な部分と下水道整備のインフラ関係を並行して行って、未接道宅地の解消のため新規に道路といったことや、公園につきましても区画整理法上、3%に満たない部分については、確保していくといったこととした結果、区画整理と同等の整備と認めてもらえるのならば、その後の区画整理事業は整備という解釈してもらえるよう、県都市計画課と調整していきたいと考えております。

会 長

C地区については地区計画の可能性が高いということですね。分かりました。他はいかがでしょうか。

まちづくり推進課
長

今回の開催予定ですが、現段階では具体的な議題・日程等は定まっておりますが、開催の必要が生じた場合には、開催の1か月前には日程をお知らせするつもりでございます。

以上でございます。

和田 稔委員

ちょっとよろしいでしょうか。先月21日に上地区で市政懇談会が開催されまして、その中で、新東名が開通するといった状況下で、地区のまちづくりが市の方から示されていないという意見がありました。別の会合でもICやJCTが出来るが、これからこの地区はどうなるのかという意見がありまして、市の方で具体的な考えがありましたら、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

都市部長

御質問についてお答えしたいと思います。新東名という

ことについては、国や中日本高速道路、県、市が説明を行っているところがございますが、まちづくりということでは、国道 246 号沿道の市街化区域は別として、この地域は保全すべきエリアとして、市街化調整区域として設定しておりますので、都市的土地利用は困難であると思っています。

昨年度に全庁的なプロジェクトとして上地区の活性化計画の発表がありました。上地区活性化計画には五つの柱がありましたが、色々な施策を補完するものとして、都市部としましては、里地住宅の規制緩和を、一昨年 12 月に政策決定し、議会の承認をいただいております。緩やかな規制緩和は行っていますが、加茂川地区のような新市街地や工業団地を作るといったようなことは、この保全すべきエリアでは困難だと思っています。

都市計画と少し離れた中で、規制緩和、インセンティブを含めた上地区活性化計画を今後も全庁的に進めていければと思います。以上でございます。

和田 稔委員

分かりました。

会 長

ありがとうございます。他にありませんか、なければ平成 26 年度第 1 回都市計画審議会を終了します。ありがとうございました。